

付 議 第 7 号

高知県立中学校学則の一部を改正する規則議案

高知県立中学校学則（平成13年高知県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求める。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

高知県立中学校学則の一部を改正する規則

第1条 高知県立中学校学則（平成13年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成10年12月文部省告示第176号」を「平成20年3月文部科学省告示第28号」に改める。

第2条 高知県立中学校学則の一部を次のように改正する。

第9条中「平成20年3月文部科学省告示第28号」を「平成29年3月文部科学省告示第64号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成33年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立中学校学則の一部を改正する規則

新
旧
対
照
表

高知県立中学校学則(抜粋)

(教育課程)

第9条 中学校の教育課程は、中学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示第28号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)に定めるところによる。

(教育課程)

第9条 中学校の教育課程は、中学校学習指導要領(平成10年12月文部科学省告示第176号)及び高知県立中学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)に定めるところによる。

对照表

新旧対照

新

第1章	総則(第1条—第3条)
第2章	学年、学期及び休業日(第4条—第8条) 教育課程等(第9条—第12条)
第3章	入学、転学等(第13条—第15条)
第4章	費用徴収(第16条・第17条)
第5章	賞罰(第18条・第19条)
第6章	寄宿舎(第20条)
附則	

目次	第1章 総則(第1条—第3条)
	第2章 学年、学期及び休業日(第4条—第8条) 教育課程等(第9条—第12条)
	第3章 入学、転学等(第13条—第15条)
	第4章 費用徴収(第16条・第17条)
	第5章 賞罰(第18条・第19条)
	第6章 寄宿舎(第20条)
附則	

高知県立中学校学則(抜粋)

本則

第3章 教育課程等
(教育課程)

第9条 中学校の教育課程は、中学校學習指導要領(平成29年3月文部科学省告示第64号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)に定めるところによる。

第9条 中学校の教育課程は、中学校學習指導要領(平成20年3月文部科学省告示第28号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)に定めるところによる。

高知県立中学校学則の一部を改正する議案説明

1 一部改正の目的

- (1) 学習指導要領の改訂に伴う規則改正に関して、改正漏れのあった部分について必要な改正を行う。
- (2) 中学校学習指導要領の全部を改正する告示に伴い、必要な改正を行う。

2 一部改正の内容

- (1) 第9条中「平成10年12月文部省告示第176号」を「平成20年3月文部科学省告示第28号」に改める。
- (2) 第9条中「平成20年3月文部科学省告示第28号」を「平成29年3月文部科学省告示第64号」に改める。

3 施行期日

上記2(1)については公布の日から施行し、上記2(2)については平成33年4月1日から施行する。